

薬食発第0331001号
平成20年3月31日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿



厚生労働省医薬食品局長

薬剤師に対する再教育研修の実施について

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）により薬剤師法（昭和35年法律第146号）の一部改正が行われ、平成20年4月1日より、行政処分を受けた薬剤師に対して再教育研修（以下「再教育」という。）を実施することとされたところである。

貴職におかれましては、下記の内容を御了知の上、貴管内の薬局、医療機関、関係団体等に周知方願いたい。

記

1. 再教育の対象者

再教育の対象となるのは、戒告処分及び業務停止処分を受けたすべての者及び再免許を受けようとするすべての者であること。

2. 再教育の内容等

（1）再教育の内容は倫理研修及び技術研修とし、研修の形態は、原則として、以下のとおりとすること。

- ① 戒告処分を受けた者 集合研修
- ② 業務停止1年未満の処分を受けた者 集合研修及び課題研修又は集合研修及び個別研修
- ③ 業務停止1年以上の処分を受けた者及び再免許を受けようとする者 集合研修及び個別研修

(2) 再教育の対象者は、集合研修を受けようとする際に、それぞれ以下の手数料を納付すること。

① 戒告処分を受けた者

- (ア) 倫理の欠如によって処分を受けた者 9,950円
(イ) 知識・技能の欠如によって処分を受けた者 19,900円

② 業務停止1年未満の処分を受けた者

- (ア) 倫理の欠如によって処分を受けた者 19,900円
(イ) 知識・技能の欠如によって処分を受けた者 61,000円

③ 業務停止1年以上の処分を受けた者及び再免許を受けようとする者
61,000円

3. 集合研修

(1) 研修内容

集合研修の内容は、薬剤師としての倫理の保持に関する研修（倫理研修）又は薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修（技術研修）であること。

(2) 研修時間

集合研修に係る再教育の対象者が受けるべき集団研修の時間は、原則として、以下のとおりとすること。

① 戒告処分を受けた者

- ア 倫理の欠如によって処分を受けた者 倫理研修1日相当
イ 知識・技能の欠如によって処分を受けた者 倫理研修1日相当及び技術研修1日相当

② 業務停止1年未満の処分を受けた者

- ア 倫理の欠如によって処分を受けた者 倫理研修1日相当
イ 知識・技能の欠如によって処分を受けた者 倫理研修1日相当及び技術研修1日相当

③ 業務停止1年以上の処分を受けた者及び再免許を受けようとする者 倫理研修1日相当及び技術研修1日相当

(3) 研修報告書の提出

当該対象者は、研修終了後、研修報告書を厚生労働省医薬食品局総務課まで提出すること。

4. 課題研修

(1) 研修内容

課題研修の内容は、当該研修の対象者（倫理の欠如によって業務停止1年未満の処分を受けた者）の処分の原因となった事由に関する内容について、少人数のグループ討議形式で行うものであること。

(2) 研修時間

課題研修に係る再教育の対象者（倫理の欠如によって業務停止1年未満の処分を受けた者）が受けるべき課題研修の時間は、原則として、1日相当であること。

倫理の欠如によって業務停止1年未満の処分を受けた者 1日相当

(3) 研修報告書の提出

当該対象者は、研修終了後、研修報告書を厚生労働省医薬食品局総務課まで提出すること。

5. 個別研修

(1) 研修内容

個別研修の内容は、薬剤師としての倫理の保持に関する研修（倫理研修）又は薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修（技術研修）であること。

(2) 研修期間

個別研修に係る再教育の対象者が受けるべき個別研修の時間は、原則として、以下のとおりとすること。

① 業務停止1年未満の処分を受けた者で知識・技能の欠如によって処分を受けた者 技術研修20日

② 業務停止1年以上の処分を受けた者及び再免許を受けようとする者 倫理研修及び技術研修計30日

なお、個別研修として、薬剤師の業務を伴う研修を行おうとする場合には、当該業務を伴う研修については、業務停止等の期間が終了した後又は再免許を受けた後に行うことになること。

(3) 個別指導者の選任

個別研修対象者が受けようとする場合には、個別指導者（個別研修対象者に対して助言、指導等を行う者であって、厚生労働大臣が指名したものといふ。以下同じ。）を選任する必要があること。

(4) 個別指導者の要件

厚生労働大臣は、次の要件を満たす者を個別指導者として指名すること。

① 薬剤師免許取得後5年以上経過している者であること。

② 個別研修対象者に対して助言、指導等を行うのに必要な知識・技術を有していること。具体的には、次のいずれかに該当する者であること。

ア 薬局又は医療機関において、薬剤師の指導に継続的に従事した経験を有する者

イ 大学の薬学部又は薬科大学において、学生の指導に継続的に従事した経験を有する者

ウ ア又はイに掲げる者と同等以上の知識・技術を有する者

なお、薬剤師以外の者を含めた複数の者を個別指導者として選任することを希望する場合には、個別に厚生労働省医薬食品局総務課まで相談されたい。

(5) 個別研修計画書の作成等

個別研修対象者は、個別指導者の協力を得た上で、個別研修を開始しようとする日の30日前までに、氏名、生年月日、薬剤師名簿の登録番号・登録年月日（再免許を受けようとする者を除く。）、個別研修の内容、個別研修の実施期間、個別指導者の氏名及びその他必要な事項を記載した個別研修計画書を作成し、当該計画書の内容が適切である旨の個別指導者の署名を受けた上で、厚生労働省医薬食品局総務課まで提出すること。

なお、個別研修計画書は、当該対象者の処分事由に関連する内容を含むものでなければならないこと。また、当該計画書の内容が適切でないと認められる場合には、当該計画書の内容の変更を命じることがあり得ること。

(6) 個別研修修了報告書の作成等

個別研修対象者は、個別研修を修了したときは、氏名、生年月日、薬剤師名簿の登録番号・登録年月日（再免許を受けようとする者を除く。）、個別研修の内容、個別研修の開始・修了年月日、個別指導者の氏名及びその他必要な事項を記載した個別研修修了報告書を作成し、当該対象者が個別研修を修了したものと認める旨の個別指導者の署名を受けた上で、厚生労働省医薬食品局総務課まで提出すること。

6. 再教育を修了した旨の薬剤師名簿への登録

(1) 登録の申請手続

再教育を修了した者が、再教育を修了した旨の薬剤師名簿への登録の申請を行う場合には、手数料の額に相当する収入印紙を貼付した申請書に薬剤師免許証の写しを添付した上で、厚生労働省医薬食品局総務課まで提出すること。

なお、個別研修対象者が申請を行う場合にあっては、薬剤師免許証の写しに加えて、個別研修修了の際に当該対象者に交付する個別研修修了証の写しを添付する必要があること。

(2) 留意事項

再教育の命令を受けた薬剤師であって、再教育を修了した旨の薬剤師名簿への登録を受けていない者（以下「再教育未修了薬剤師」という。）については、薬剤師法（昭和35年法律第146号）等関係法令の規定により、以下のよう

な扱いとなること。

① 再教育未修了薬剤師に係る処分に関する事項については、厚生労働大臣による公表の対象となること。

② 再教育未修了薬剤師は、薬局の管理者になれないこと。

なお、再教育を受けなかった薬剤師については、薬剤師法の規定による罰則の対象となること。

7. 再教育の対象者に対する弁明の機会の付与等

再教育の対象者については、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定により弁明の機会を付与する必要があるが、再教育に係る弁明の機会の付与については、当該対象者に対する薬剤師法の規定による行政処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与と併せて行うことがあること。

同様に、都道府県知事が再教育の対象者に対して行う弁明の聴取についても、当該対象者に対する薬剤師法の規定による行政処分に係る意見の聴取又は弁明の聴取と併せて行うこととして差し支えないこと。

8. 薬局開設の許可申請における再教育研修修了登録証の提示等

薬事法（昭和35年法律第145号）第4条第1項の規定に基づき、薬局開設の許可を受けようとする者が薬局開設の許可を申請する場合又は同法第10条に基づき許可を受けた者が変更の届出をする場合は、行政処分を受けた薬剤師に薬局を管理させるとときは、再教育研修修了登録証を提示、又はその写しを添付しなければならないこと。



薬食総発第0331001号
平成20年3月31日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長

薬剤師に対する再教育研修の運用に係る具体的な留意事項について

標記については、「薬剤師に対する再教育研修の実施について」（平成20年3月31日薬食発第0331001号）により、再教育研修（以下「再教育」という。）の対象者、内容等を示しているところであるが、再教育の運用に当たっての具体的な留意事項は下記のとおりであるので、貴職におかれでは、その内容について御了知の上、貴管内の薬局、医療機関、関係団体等に周知方願いたい。

記

1. 個別指導者候補者の連絡

個別研修に係る再教育の対象者（以下「個別研修対象者」という。）は、個別指導者（個別研修対象者に対して助言、指導等を行う者であって、厚生労働大臣が指名したものをいう。以下同じ。）を選任する必要があるが、当該個別研修対象者に係る個別指導者として厚生労働大臣の指名を受けるのに適した者がいると考えられる場合には、当該個別研修対象者から、厚生労働省医薬食品局総務課に対して、個別指導者の候補となる者（以下「個別指導者候補者」という。）がいる旨を連絡することも可能であること。その際、当該個別研修対象者は、当該個別指導者候補者に対して、厚生労働省医薬食品局総務課より別途連絡があり得る旨伝達しておくこと。

2. 個別指導者指名承諾書の提出

個別指導者候補者は、自らが個別指導者となることに同意する場合には、厚生労働省医薬食品局総務課に個別指導者指名承諾書（別紙）を提出すること。

3. その他

個別研修対象者に係る個別指導者としては、例えば、当該個別研修対象者の出身大学の教授・准教授や当該対象者が所属する病院の薬剤部長、実務実習実施薬局・医療機関の指導薬剤師等が想定されること。

また、個別研修対象者の身近に個別指導者として適當な者がいない場合には、最終的には薬学教育機関や専門団体等が受け手となることも考えられるが、このような場合においても厚生労働省医薬食品局総務課が相談に応じること。

個別指導者指名承諾書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

私は、(被処分者の氏名)に係る個別指導者(薬剤師法施行規則(昭和36年厚生省令第5号)第7条の4第1項第4号に規定する個別指導者をいう。)の指名を受けることについて承諾いたします。

記

氏 名		印
所属・役職		
所 在 地	〒	電話番号: ()
薬剤師名簿 登録番号		

(記入要領)

1. 氏名は、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
2. 承諾者が薬剤師でない場合には、薬剤師名簿登録番号の欄は空欄にしておくこと。
3. 承諾書には、個別指導者の要件を満たすことを証する書類等を添付すること。

薬食発 0109 第 1 号
平成 25 年 1 月 9 日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長

医師法施行規則等の一部を改正する省令（薬剤師法令関係）の施行について

日本国籍を有していない者が、薬剤師の免許の申請等を行うに当たって必要となる書類については、「薬剤師法の施行について」（昭和 36 年 2 月 8 日付け薬発第 45 号厚生省薬務局長通達）により示してきたところである。

今般、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 79 号）の一部の施行に伴い、外国人登録法（昭和 27 年法律 125 号）が廃止されたこと等を踏まえ、本日、公布及び施行された医師法施行規則等の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 2 号）により薬剤師法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 5 号）の一部を改正し、日本国籍を有していない者が、免許の申請等を行うに当たって必要となる書類について、明確化することと併せ、日本国籍を有する者の薬剤師名簿の訂正の申請、免許証の書換え交付申請及び免許証の再交付申請の際に必要となる書類について、明確化することとした。

この改正の内容等は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適正な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第一 改正の内容

（1）免許の申請

薬剤師法施行令（昭和 36 年政令 36 号）第 3 条の規定により、日本国籍を有していない者が、免許の申請書に添えなければならない書類は、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあっては住民票の写し（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。）とし、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 各号に掲げる者にあっては旅券その他の身分を証する書類の写しとすることとしたこと。

（2）薬剤師名簿の訂正の申請

薬剤師法施行令第 5 条第 2 項の規定により、日本国籍を有する者が、薬剤師名簿の訂正の申請書に添えなければならない書類は、戸籍の謄本又は抄本であることを、薬剤師法施行規則第 3 条において明確化することとしたこと。

ただし、日本国籍を有していない者が、薬剤師名簿の訂正の申請書に添えなければならない書類については、中長期在留者及び特別永住者にあっては住民票の写し（住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。）及び薬剤師名簿の訂正の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 各号に掲げる者にあっては旅券その他の身分を証する書類の写し及び薬剤師名簿の訂正の申請の事由を証する書類とすることとしたこと。

（3）免許証の書換え交付申請

薬剤師法施行令第 8 条第 2 項の規定により、日本国籍を有する者が、免許証の書換え交付の申請書に添えなければならない書類は、戸籍の謄本又は抄本であることを薬剤師法施行規則第 5 条において明確化することとしたこと。

ただし、日本国籍を有していない者が、免許証の書換え交付の申請書に添えなければならない書類については、中長期在留者及び特別永住者にあっては住民票の写し（住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。）及び免許証の書換え交付の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 各号に掲げる者にあっては旅券その他の身分を証する書類の写し及び免許証の書換え交付の申請の事由を証する書類とすることとしたこと。

（4）免許証の再交付申請

薬剤師法施行令第 9 条第 2 項の規定により、日本国籍を有する者が、免許証の再交付の申請書に添えなければならない書類は、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第 7 条第 5 号に掲げる事項を記載したものに限る。）であることを薬剤師法施行規則第 6 条において明確化することとしたこと。

ただし、日本国籍を有していない者が、免許証の再交付の申請書に添えなければならぬ書類については、中長期在留者及び特別永住者にあっては住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）とし、出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあっては旅券その他の身分を証する書類の写しとすることとしたこと。

第二 施行日

公布の日（平成25年1月9日）

第三 外国薬学校卒業者等の薬剤師国家試験受験資格認定の取扱いについて (平成17年2月8日付け薬食発第0208001号医薬食品局長通知)の一部改正 別添「外国薬学校卒業者等に対する薬剤師国家試験受験資格認定」中2(4)を次のように改める。

(4) 戸籍の謄本又は抄本（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者にあっては住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）とし、出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあっては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。）

